

山形県環境審議会条例

平成6年7月12日山形県条例第45号

(設置)

第1条 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項及び環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項に規定する合議制の機関として、山形県環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の事務に係る事項その他特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

6 特別委員は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第7条第1号に規定する国の関係地方行政機関の長等及び学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

7 学識経験のある者のうちから任命される特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

- 5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 7 第4条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員及び議事に関係のある特別委員」とあるのは「当該部会に属する委員及び特別委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境エネルギー部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。
- 2 平成12年7月31日に第2条第3項に規定する任期が満了することとなる委員の任期は、同項の規定にかかわらず、平成13年4月30日までとする。

附 則 (平成8年3月22日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月21日条例第7号抄)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年7月18日条例第57号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(山形県立自然公園条例の一部改正)

- 2 山形県立自然公園条例(昭和33年7月県条例第29号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(山形県自然環境保全条例の一部改正)

- 3 山形県自然環境保全条例(昭和48年3月県条例第21号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に山形県自然環境保全審議会に諮問されている事項については、山形県環境審議会に諮問されているものとみなす。

附 則 (平成22年3月19日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県環境審議会運営規則

制定 平成7年3月6日
最終改正 平成27年6月19日

(規則の適用)

第1条 山形県環境審議会(以下「審議会」という。)の運営については、山形県環境審議会条例(平成6年7月県条例第45号)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第2条 審議会の会議(部会の会議を含む。以下同じ。)の招集は、急を要する場合のほか、開催の日前3日までに議案を添え、日時及び場所を示して、委員、特別委員及び専門委員(以下「委員等」という。)に通知して行う。

(欠席の届出)

第3条 委員等は、事故のため会議に出席できないときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(代理出席)

第4条 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)第7条第1項の規定による国の地方行政機関の長等から任命された特別委員は、あらかじめ会長に届出のうえ職務上の代理者に権限を委任することができる。

(部会)

第5条 審議会に次の部会を置く。

- (1) 環境計画管理部会
- (2) 環境保全部会
- (3) 自然環境部会
- (4) 温泉部会

2 部会は、会長が指名する委員等で構成する。

3 部会長は、議事を円滑に進行させるため必要があると認めるときは、部会を構成する委員等のうち一部の者を指名して、予備的な調査審議を行わせることができる。

(部会の決議)

第6条 部会の決議をもって審議会の決議とすることができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境計画管理部会

イ 山形県環境計画、山形県地球温暖化対策実行計画及び山形県循環型社会形成推進計画の策定に関する事

ロ 山形県環境計画、山形県地球温暖化対策実行計画及び山形県循環型社会形成推進計画の進捗管理に関する事

ハ その他会長が適当と認めた事項

- (2) 環境保全部会

イ 公用水域水質測定計画及び地下水測定計画の策定に関する事

ロ 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定に関する事

ハ 生活環境の保全等に係る特定施設、特定建設作業、規制基準、特定区域等の定めに関する事

- ニ 地下水採取適正化計画の策定及び変更に関する事
- ホ 水資源保全総合計画の策定及び変更に関する事
- へ 水資源保全地域の指定、指定の解除及び区域の変更に関する事
- ト 水資源保全地域における土地取引及び開発行為の事前届出に係る指導、勧告に関する事
- チ その他会長が適当と認めた事項

(3) 自然環境部会

- イ 生物多様性地域戦略の策定及び変更に関する事
- ロ 自然環境保全基本方針の策定及び変更に関する事
- ハ 自然環境保全地域及び里山環境保全地域の指定、変更及び廃止に関する事
- ニ 自然環境保全地域及び里山環境保全地域の保全計画の決定及び変更に関する事
- ホ 自然環境保全地域に関する生態系維持回復事業計画の決定、変更又は廃止に関する事
- へ 国定公園に関する公園計画及び県立自然公園に関する公園計画の決定、変更又は廃止に関する事
- ト 国定公園及び県立自然公園に関する生態系維持回復事業計画の決定、変更又は廃止に関する事
- チ 公園計画に基づく公園事業の決定、変更及び廃止に関する事
- リ 鳥獣保護管理事業計画の策定及び変更に関する事
- ヌ 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の策定及び変更に関する事
- ル 鳥獣保護管理事業計画に基づく鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に関する事
- ヲ 地方公共団体の設定する猟区の維持管理を委託することができる者の指定に関する事
- ワ 狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限に関する事
- カ その他会長が適当と認めた事項

(4) 温泉部会

- イ 温泉の掘削、増掘及び動力の装置の許可に関する事
 - ロ 温泉の掘削、増掘及び動力の装置の許可の取消し及び公益上必要な措置命令に関する事
 - ハ 温泉採取の制限命令に関する事
 - ニ 国民保養温泉地の指定に関する事
 - ホ その他会長が適当と認めた事項
- 2 部会長は、部会の決議があったときは、その都度、決議報告書を会長に提出するとともに、次の総会でその要旨を報告するものとする。

(議事録)

第7条 審議会の会議については、議事録を作成し、議長及び議長の指名した委員2名が署名する。

(資料の提出等の要求)

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(公開・非公開)

第9条 会議の公開・非公開については、別に定める「山形県環境審議会の公開の取扱いについて」による。

(雑則)

第10条 この規則に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成7年3月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年3月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年5月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年5月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年6月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年6月19日から施行する。

山形県環境審議会の公開の取扱いについて

制定 平成10年3月19日

- 1 山形県環境審議会は、2に該当する場合を除き公開とする。
- 2 会長は、次に該当する場合、その審議またはその一部を公開しないものとする。
 - (1) 山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）第6条第1項各号に規定する不開示情報のいずれかに該当する情報に関し審議を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合
- 3 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 4 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。
 - (2) 一般席の傍聴人の定員は、20人（各部会は10人）とする。ただし、会長が特に認める場合はこの限りではない。
 - (3) 会議を傍聴しようとする者は、会長の許可を受けなければならない。
 - (4) 傍聴しようとする者が定員を上回った場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。
 - (5) 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - ア 銃器、棒など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者
 - ウ はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - エ ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（第8号ただし書の規定により会長の許可を得た者及び報道関係者を除く。）
 - オ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - カ 酒気を帯びていると認められる者
 - キ 異様な服装をしている者
 - ク その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
 - (6) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
 - (7) 傍聴人は、傍聴席にいるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
 - ウ 飲食をしないこと。
 - エ みだりに席を離れないこと。
 - オ 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
 - (8) 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合及び報道関係者はこの限りではない。
 - (9) 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。
 - (10) 傍聴人が、第7号から第9号までの規定に違反する行為をしたときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させるものとする。

附 則

- 1 会議全体を公開しない場合は、行政情報センターを通じて事前に周知するものとする。
- 2 この取扱いは、平成10年3月19日から適用する。